

食安輸発0812第1号
平成25年8月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(オーストラリア産オレンジのジウロン、ニュージーランド産キャベツのシプロコナゾール、オーストラリア産花粉のテトラサイクリン系抗生物質、ベトナム産テラピア(イズミダイ)のエンロフロキサシン及びメキシコ産生鮮コーヒー豆の2,4-D)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年8月7日付け食安輸発0807第3号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、オーストラリア産生鮮オレンジ及びニュージーランド産生鮮キャベツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加し、また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からオーストラリア産花粉のテトラサイクリン系抗生物質の項、ベトナム産テラピアのエンロフロキサシンの項及びメキシコ産生鮮コーヒー豆の2,4-Dの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年8月12日	オーストラリア	オレンジ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジウロン)	①DELICA AUSTRALIA PTY LTD ②PACIFIC FRESH
平成25年8月12日	ニュージーランド	キャベツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(シプロコナゾール)	NEW ZEALAND GOURMET HOLDINGS